一般財団法人 広島県教育職員互助組合

退職に伴う手続
～広島県の教育職員互助組合に加入されている方へ～

１　退会給付金の請求

２　退職後の互助制度への加入

①　退職医療制度
②　現職制度

３　その他

退職時の提出書類

～手続については次ページ以降をご覧ください～

・提出が必要な書類には〇を、不要な書類には×をつけましょう。
・県の互助組合員であることは、３月の給与明細（料金）で確認しましょう。

退会給付金請求書については、互助組合員のうち共済組合員等番号が
・数字のみ/頭文字がP/頭文字がZの方は〇
・それ以外の方は×

対象者	書類名	注意事項	〇×記入欄
退会給付金の対象の方全員	退会給付金請求書	退職後に、引き続き再任用等で、公立学校教職員として勤務される場合も必ず提出してください。	
退職医療制度に加入を希望する方	退職医療組合員申出書	**退職後30日以内に提出** （令和８年度末退職の場合 令和９年４月30日（金）必着）	
再任用等で勤務し、現職制度に再加入を希望する方	加入申込書	**任用開始日から20日以内に提出** （令和９年４月１日任用開始の場合 令和９年４月20日（火）必着）	

※　退職医療制度と現職制度の二重加入はできません。

退職後の互助制度については、9ページのフロー図を参考にしてください。

１　退会給付金の請求

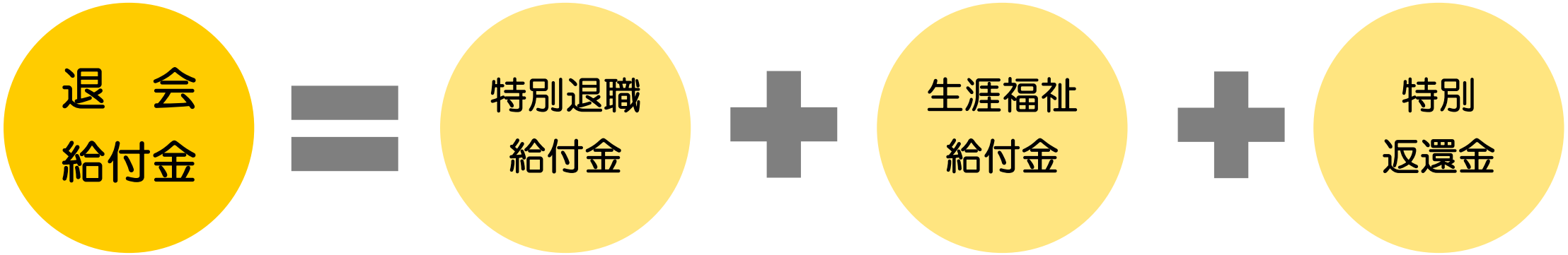


一般財団法人広島県教育職員互助組合

１　退会給付金

退職（互助組合員の資格喪失）に伴い<u>組合員からの請求により給付される給付金</u>です。

次の３つの給付金を併せて給付します。



対象者	①　共済組合員等番号が全て数字の方（県費） ②　共済組合員等番号の頭文字がＰの方（広島市費） ③　共済組合員等番号の頭文字がＺの方（その他） <u>※　広島市費の方は、平成29年度以降も県の互助組合へ加入している方のみ対象</u>

１　退会給付金

	項目	給付内容
退会給付金	特別退職給付金	平成16年３月までに納付した一般掛金（給料月額の10/1000）の総額から、リフレッシュ厚生計画事業付加金及び家族療養費を控除した額（平成16年３月31日時点で算定した額）の９割
	生涯福祉給付金	組合員期間中に納入した生涯福祉掛金（給料月額の２/1000）の総額
	特別返還金	組合員期間中に納入した退職医療掛金（給料月額の２/1000）の総額

提出書類

退会給付金請求書

注意点

○　退職後に、引き続き、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員等、公立学校教職員として勤務される場合も現在の職を退職することになりますので必ず請求手続をしてください。

○　対象者（４ページ①～③）以外の方は、退会給付金の対象となる掛金を徴収しておらず、給付対象者に該当しないため、請求手続は不要です。

1　退会給付金　請求手続

（運営規則第５条第３項関係）

㊎　退会給付金請求書

記入例

組合員名	互助　太郎					年齢	所属名	広島小学校			
共済組合員等番号	6	5	4	3	2	1	62　歳	所属コード	1	2	3	4	5
互助組合退会理由	☑退職 □異動（異動先：　　） □死亡 □その他（理由：　　）						退職年月日（異動年月日）	令和 9 年 3 月 31 日					
受取口座（1又は2に○印）	1　既に届出（現職時に届出）の給付金受取口座を指定する　※通帳のコピーは不要です。												
	2　次の口座を指定する　※必ず、請求者ご本人名義の口座を記入してください。 ※通帳（受取口座）のコピーを裏面に貼付してください。												
	金融機関コード				本・支店番号			科目	口座番号				
								普通					
	金融機関名				本・支店名								

特別退職給付金、特別返還金及び生涯福祉給付金を請求します。
なお、退職医療組合員となる場合に限り、この給付金を基準掛金に充当することを承諾します。

令和 9 年 3 月 31 日

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長　様

請求者　住　所　（〒 765 － 4321 ）
広島市中区互助町１丁目２－３

（ﾌﾘｶﾞﾅ）　ｺﾞｼｮ　ﾀﾛｳ
氏　名　互助　太郎　　（続柄：　　）

電話番号　（ 082 ）　123 － 4567

※　次の方は、**提出不要**です。（退会給付金に係る掛金を徴収していないため）
①県費負担職員のうち、任用期間に定めのある方：**臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員**
②市町費等職員のうち、短時間勤務職員：**公立学校共済組合員等番号の１桁目がＬ又はＱの方**

既に届出の給付金受取口座を指定する場合は、通帳のコピーは不要です。

新たに口座を指定する場合は、通帳のコピーを貼付してください。
また、振込手数料の都合上、広島銀行の口座を指定していただくようご協力ください。

請求方法	「退会給付金請求書」を記入し、互助組合へ提出 ※　新たに口座を指定する場合は、 給付金受取口座の通帳のコピーを添付（裏面に糊付け）
注意事項等	○退職後に、引き続き再任用職員等で、公立学校教職員として勤務される場合も必ず提出してください。 ○退職時と氏名が変わった場合は、氏名が変わったことが確認できるもの（運転免許証等）のコピーを添付してください。 ○受取口座について、既に届出の給付金受取口座を指定する場合は、添付書類は不要です。 新たに口座を指定する場合は、通帳のコピーを貼付してください。 ※　４月30日までに請求書の受付処理が終了した方は、５月末に送金します。 なお、４月30日を過ぎて受理した方については、事務処理が完了次第給付します。

退職日以降の日付を記入してください。

５月中旬以降にお住まいの住所を記入してください。

退職時と氏名が変わった場合は、氏名が変わったことが確認できるもの（運転免許証等）のコピーを添付してください。

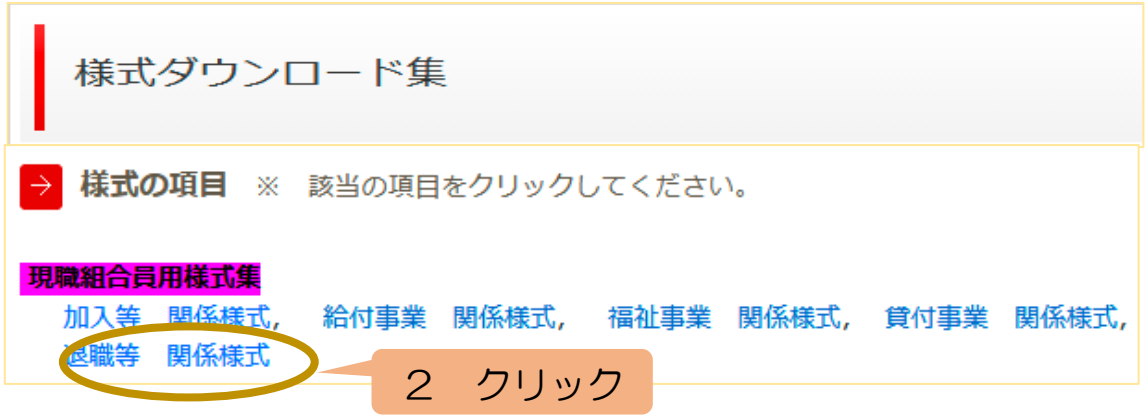
１　退会給付金　請求手続

【提出書類印刷手順】

①　互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」をクリック



②　現職組合員用様式集の退職等　関係様式をクリック



③　「退会給付金請求書」様式（ＰＤＦ）をクリック

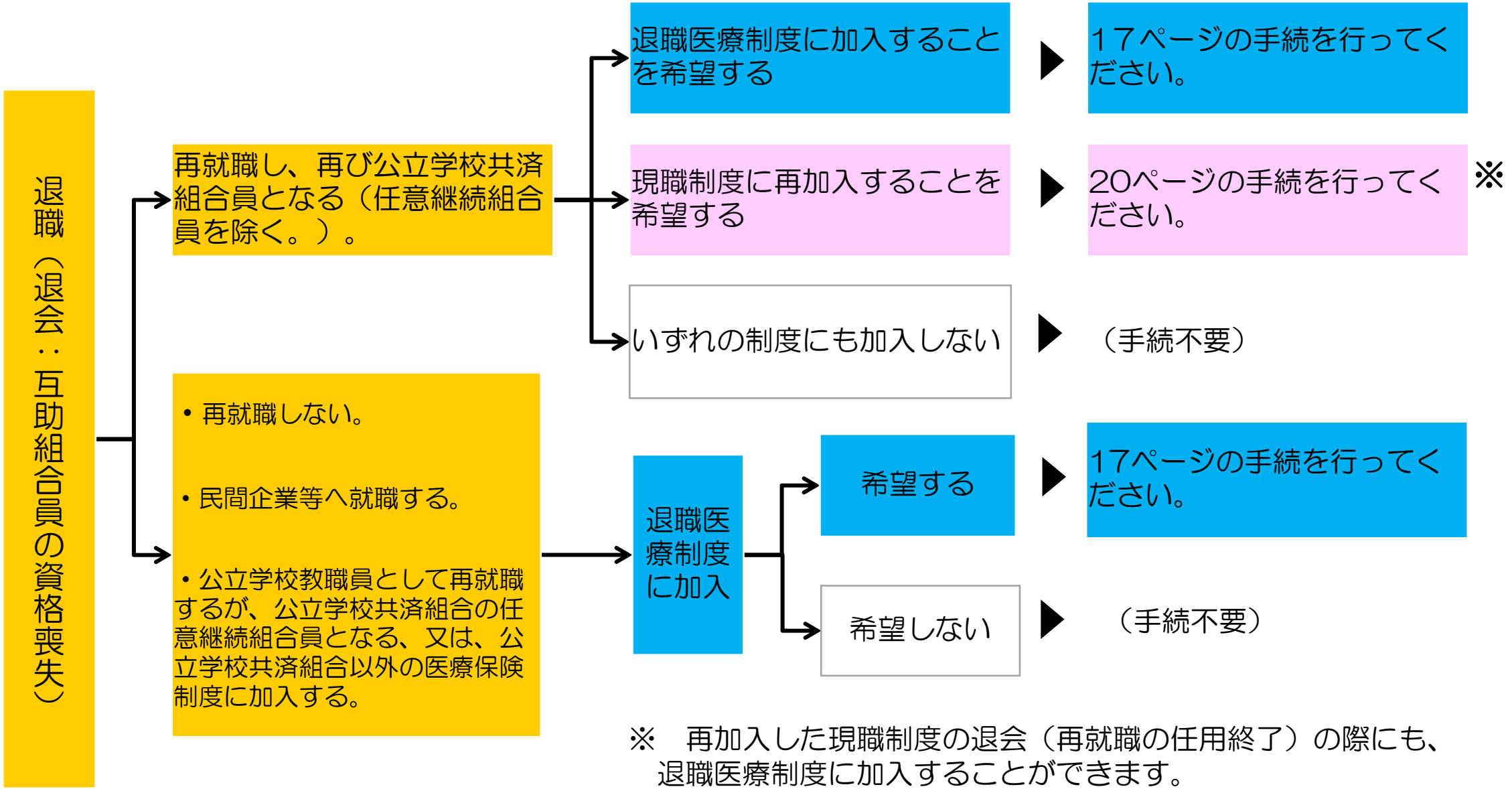


２　退職後の互助制度への加入



一般財団法人広島県教育職員互助組合

≪参考≫退職後の互助制度への加入について



※　再加入した現職制度の退会（再就職の任用終了）の際にも、退職医療制度に加入することができます。

2①　退職医療制度

● 退職を迎える互助組合員の皆様へ ●

退職後の医療費（外来・入院の負担）も　人間ドックも　安心！

～退職医療制度に加入しませんか～

＼＼ 退職後も互助組合の「退職医療制度」がサポート！ ／／

退職医療制度は、退職後の医療費の自己負担額を軽減する療養補助金の給付を中心に、人間ドックの助成など、皆様の退職後の生活をサポートする互助組合独自の制度です。

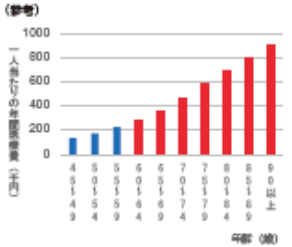
退職後に直面すること

・収入が大きく減少します
・退職後は現職中に受けられていた福利厚生がなくなります

（病院や薬局の受診・調剤の際に受けられた医療給付、人間ドックの費用助成など）

一方で
・70歳になるまで医療費の自己負担割合は現職時と同じです(注)
・医療費は年齢が上がると右肩上がりに…

（参考）



「令和3（2021）年度 国民医療費の概況」（厚生労働省）を加工して作成

退職医療制度に加入していると

病院での外来受診や入院、薬局での調剤を受けたときなどに、公的医療保険診療にかかる医療費総額（10割分）の2割を満70歳に達した年度末まで給付します！

≪療養補助金≫
（例）公的医療保険診療にかかる総額1万円（10割分）、患者負担3割（3千円）の場合



※月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に63,600円を上限に給付
※自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付

（注）医療費の自己負担割合は、69歳まで3割、70歳から74歳まで2割、75歳以上1割

＼＼ 民間の医療保険にはない医療補助でサポート！ ／／

退職医療制度の療養補助金は、入院だけでなく公的医療保険適用の日常の通院や調剤（薬代）、歯科診療なども対象となり、民間の医療保険にはない制度です！

また、加入時の疾病等の有無を問いませんので、退職時に互助組合員の方ならどなたでも加入できます。

❶

その他の事業は一生涯を通して利用できます！

入院助成金

1年度60日分上限



引き続き7日以上入院したとき、日額1,000円を給付

1日人間ドック助成

毎年度1回

1日人間ドックの自己負担額が3分の2程度に抑えられます



互助組合が募集する人間ドックの健診料のうち12,000円を助成。

【健診機関】
広島市に7か所、福山市・三次市・東広島市に各2か所、呉市・三原市・尾道市・庄原市・廿日市市に各1か所

慶祝金



長寿年齢に達したときに、お祝い金10,000円(注)を給付

健康記念



満70歳の年度末まで療養補助金未受給の場合、30,000円を給付

死亡弔慰金



組合員が亡くなったときに、加入期間に応じた金額を遺族に給付

（注）令和7年4月以降

退職医療制度への加入方法は？

○加入資格…退職日の翌日の年齢が満45歳以上の互助組合員
○加入申込…退職後30日以内に「⑤退職医療組合員申出書」に、給付金受取口座の通帳コピーを付けて互助組合に提出。
※退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、退会給付金の給付対象の方（共済組合員等番号が数字のみの方、Pまたは2から始まる番号の方）は「①退会給付金請求書」と併せて提出してください。
○掛　　金…退職日の翌日の満年齢に該当する掛金額を一括納入（下表参照）

年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)
45	1,731,000	52	1,214,000	59	732,000	66	328,000
46	1,656,000	53	1,134,000	60	675,000	67	269,000
47	1,584,000	54	1,057,000	61	614,000	68	212,000
48	1,514,000	55	983,000	62	554,000	69	156,000
49	1,447,000	56	917,000	63	497,000		
50	1,382,000	57	853,000	64	442,000		
51	1,297,000	58	791,000	65	389,000		

※注意事項
・各事業の補助金・給付金は、所定の請求書による組合員の方の請求に基づき給付します。
・加入後の退会はできません（納入された掛金の返金もできません。）。

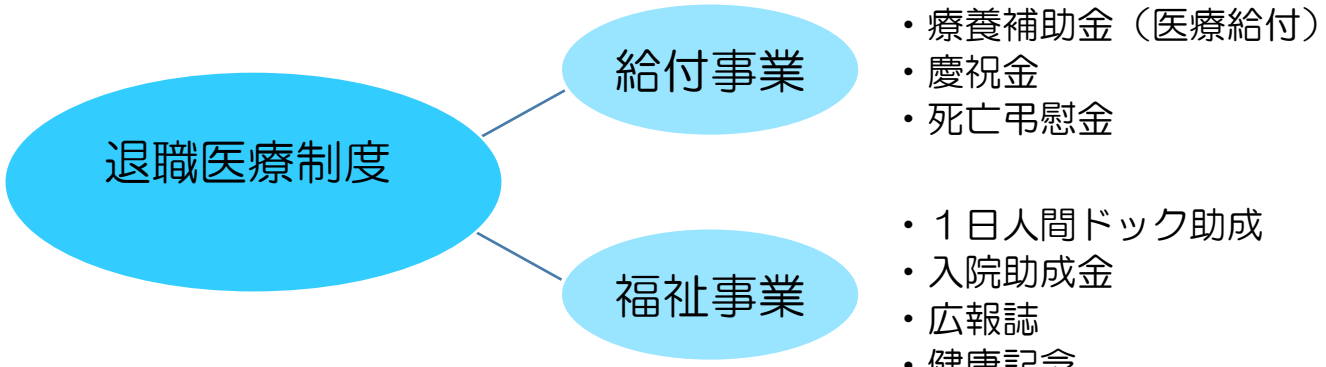
問合せ先
一般財団法人広島県教育職員互助組合　(082) 228-1388

❷

別紙リーフレットをご覧ください。

2①　退職医療制度

退職医療制度とは、現職中に互助組合の組合員であった方の退職後の生活をサポートする制度です。



- 療養補助金（医療給付）
- 慶祝金
- 死亡弔慰金

- １日人間ドック助成
- 入院助成金
- 広報誌
- 健康記念

加　入　資　格	退職するまで互助組合員で、退職日の翌日（組合員の資格を喪失する日）の年齢が45歳以上である方
利　用　期　間	終身　※　療養補助金（医療給付）は、70歳に達した日の属する年度末まで
掛　　金	加入時に一括納入　※　退会給付金を掛金に充当
給　付　方　法	各請求書での請求により、２か月に1回、届出口座に振込
注　意　事　項	加入後の退会不可（納入掛金の返金不可）

2①　退職医療制度　事業内容

療養補助金



満70歳の年度末まで、医療総額の2割を給付

入院助成金

１年度60日分上限



引き続き７日以上入院したときに、日額1,000円を給付

１日人間ドック助成



毎年度１回

１日人間ドックの通常健診料は、３～４万円です。

互助組合が募集する１日人間ドックの健診料のうち、12,000円を助成

【健診機関】
広島市に７か所、福山市・三次市・東広島市に各２か所、呉市・三原市・尾道市・庄原市・廿日市市に各１か所

慶祝金



長寿年齢(70・77・80・88・90・99歳)に達したときに、お祝い10,000円を給付

健康記念



満70歳の年度末まで療養補助金未受給の場合、30,000円を給付

死亡弔慰金

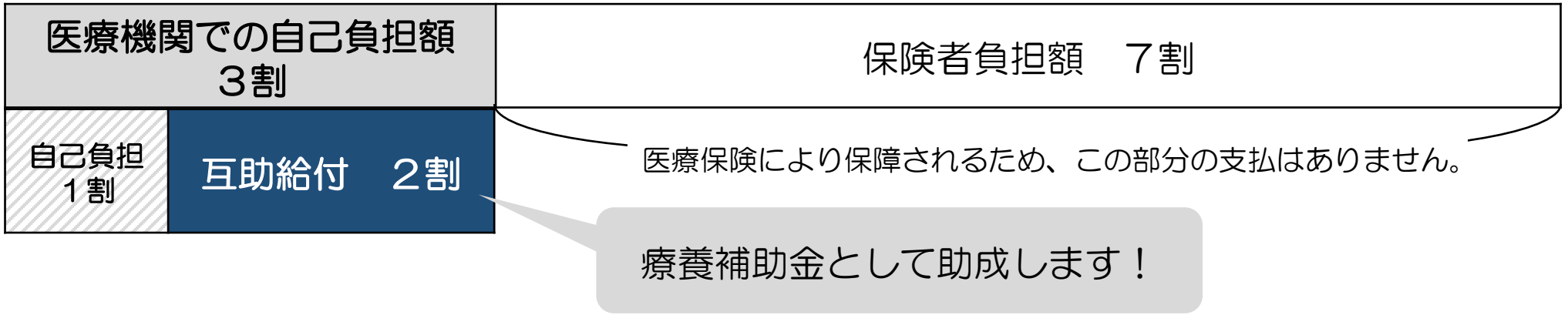


組合員が亡くなったときに、加入期間に応じた金額（20,000～200,000円）を遺族に給付

2①　退職医療制度　療養補助金

退職医療制度の中心事業

病院や薬局等にかかったときに、自己負担した医療費（公的医療保険適用）総額の２割を、満70歳に達した年度末まで給付します！



療養補助金は、特定の病気やケガに限定されず、公的医療保険適用の診療であれば、日常の通院や調剤（薬代）、歯科診療なども対象となり、より広く医療費の負担をカバーする制度です。



※　月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に それぞれ63,600 円を上限に給付

※　自己負担額が医療費総額の２割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。

※　高額療養費など公的医療保険からの給付を除く実質的な自己負担額に基づいて給付します。

2①　退職医療制度

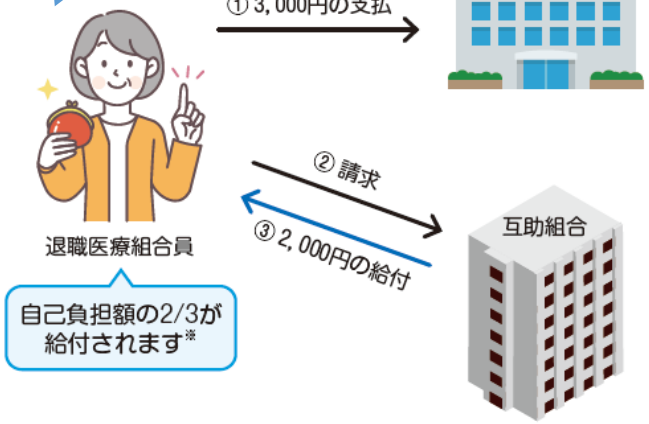


退職医療制度に加入していると

病院での外来受診や入院、薬局での調剤を受けたときなどに、公的医療保険診療にかかる医療費総額（10割分）の２割を満70歳に達した年度末まで給付します！

≪療養補助金≫

（例）公的医療保険診療にかかる総額１万円（10割分）、患者負担３割（３千円）の場合



※月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に63,600円を上限に給付

※自己負担額が医療費総額の２割未満の場合は、自己負担額を限度として給付

別紙リーフレットをご覧ください。

退職医療組合員　互助太郎さんの例（令和8年9月）

【窓口での負担額】

A内科/3,000円、B薬局/3,300円

C整形外科（8回受診）/7,200円（8回分の計）、B薬局/2,100円

D歯科（3回受診）/8,400円（3回分の計）

合計24,000円

↓

退職医療請求

【退職医療制度・療養補助金】

A内科分　　：3,000円×2/3＝2,000円

B薬局分　　：（3,300＋2,100）×2/3＝3,600円

C整形外科分：7,200円×2/3＝4,800円

D歯科分　　：8,400円×2/3＝5,600円

退職医療給付　合計16,000円

最終自己負担額：24,000円－16,000円＝**8,000円**

2①　退職医療制度　加入手続

基準掛金の納入

退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金額を**加入時に一括納入**してください。

基準掛金額表（令和８年度）

年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		

（注）この基準掛金は確定申告の際の社会保険料控除の対象外です。

2①　退職医療制度　加入手続

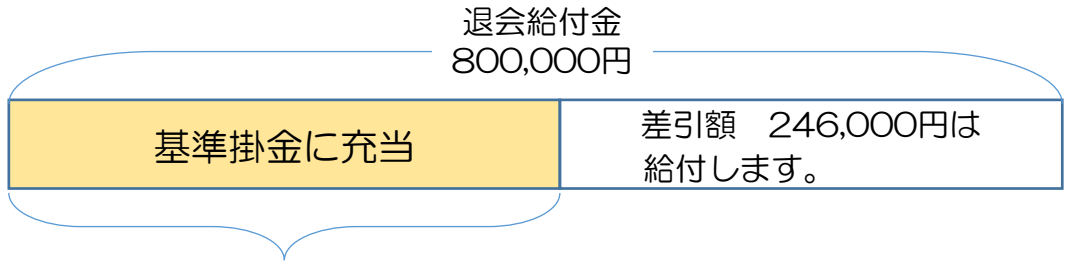
基準掛金の納入方法

退会給付金 を基準掛金に充当します。

※退会給付金額は加入年数や掛金額により個人差があります。

退会給付金　＞　基準掛金　の場合

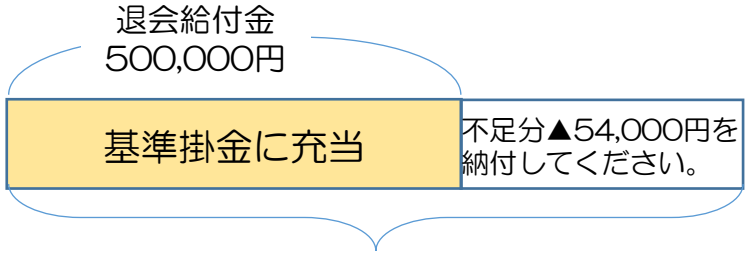
→充当後の残額を給付します。



退会給付金　＜　基準掛金　の場合

→不足分を振込んでいただきます。

（納入期限：退職日の翌日から 60 日以内）



この基準掛金額は相互扶助を基本理念として各種事業の財源としております。
したがって、加入後の退会及び基準掛金の返金はできませんので御承知ください。

○４月１日加入者には５月中旬に関係書類送付

2①　退職医療制度　加入手続

第２条関係

㊁ 退職医療組合員申出書

記入例

下記のとおり、互助組合退職医療制度に加入することを申し出ます。
一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長　様

令和 9 年 3 月 31 日

㊁	退職医療組合員番号	退職医療組合員制度加入年月日	退職時の所属コード・共済組合員等番号
		令和　年　月　日	所属コード 12345
			共済組合員等番号 654321

加入者	氏名	性別	生年月日	退職日翌日の満年齢
	カナ ゴジョ　タロウ	㊚・女	昭和 39 年 10 月 1 日	62 歳
	漢字 互助　太郎			

住所
〒 765 － 4321
広島県広島市中区互助町１丁目２－３

電話番号
082 - 123 - 4567　（携帯番号可）※連絡がつく番号を記入してください。

給付金の送金先（１又は２に○印）

1　既に届出（現職時に届出）の給付金口座を指定する　※通帳のコピーは不要です。

② 次の口座を指定する　※必ず、加入者ご本人名義の口座を記入してください。
※通帳（受取口座）のコピーを裏面に貼付してください。

金融機関コード	本・支店番号	科目	口座番号
0 1 6 9	0 0 8	普通	7 6 5 4 3 2 1
金融機関名 広島銀行	本・支店名 県庁支店		

（注）
・太枠の中を記入してください。
・［　　］の部分は記入しないでください。
・加入する場合は、年齢に応じた基準掛金を払い込むことが必要です。
・この申出書は、「退会給付金請求書」と併せてご提出ください。（退会給付金の給付対象者のみ）

※　給付金の送金先は、振込手数料の都合上、広島銀行の指定にご協力ください。

期限を過ぎたら加入できません。

加入申込方法	退職日の翌日から起算して30日以内に、 「退職医療組合員申出書」を記入し互助組合へ提出 （令和8年度末退職の場合、令和9年４月30日（金）必着）
注意事項等	○現職制度との二重加入はできません。 ※　共済組合員等番号が数字のみ、頭文字がＰ又はＺの方は、基準掛金に充当するため退会給付金請求書と併せて提出してください。

退職日以降の日付を記入してください。

５月中旬以降にお住いの住所を記入してください。

既に届出の給付金受取口座を指定する場合、通帳のコピーは不要です。

新たに口座を指定する場合は、通帳のコピーを貼付してください。
また、振込手数料の都合上、広島銀行の口座を指定していただくようご協力ください。

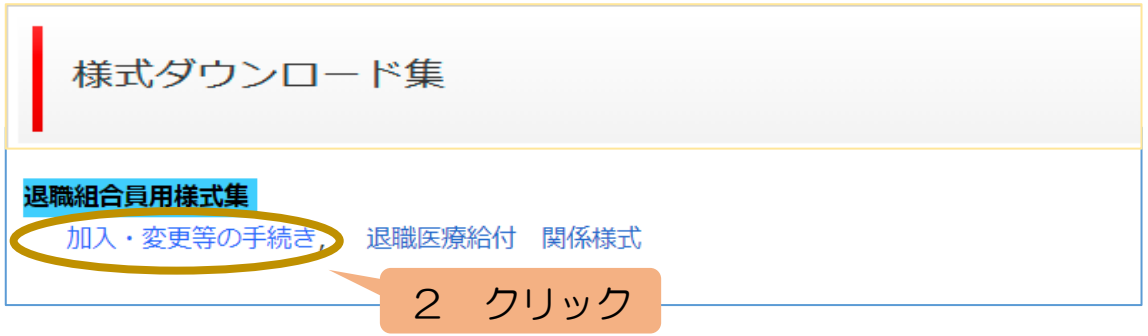
2①　退職医療制度　加入手続

【提出書類印刷手順】

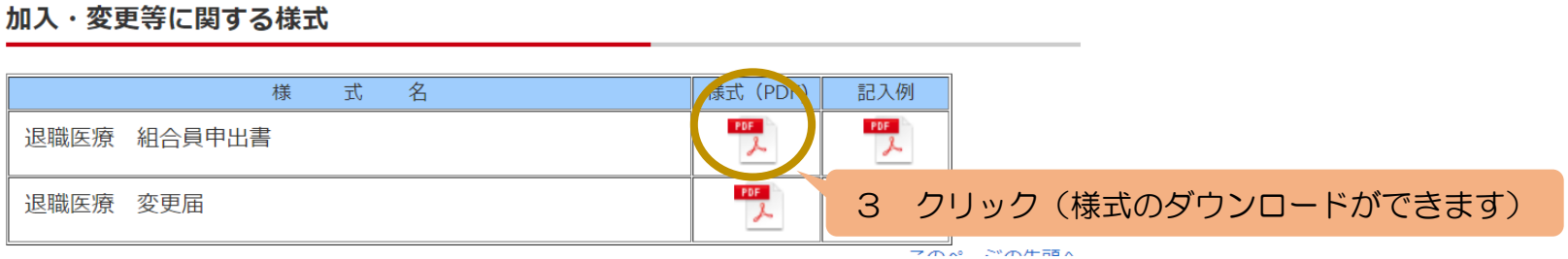
①　互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」をクリック



②　退職組合員用様式集の加入・変更等の手続き　をクリック



③　「退職医療　組合員申出書」様式（ＰＤＦ）をクリック



２②　現職制度の再加入

再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、
会計年度任用職員、非常勤職員となる方へ

退職後に再任用等で勤務することとなり、公立学校共済組合員資格を取得した場合は、互助組合の現職制度に再加入できます。

再加入に係る注意

○　退職後１日も空けずに同じ所属で勤務される場合でも、任用形態が変更となるため、
加入希望者は必ず「加入申込書」を提出してください。（任用開始日から20日以内）

○　広島市費の方は再任用（フルタイム）職員のみ再加入できます。

○　任意継続組合員になられる場合は再加入できません。

○　退職医療制度とは二重加入できないため、どちらか一方を選択してください。

※　退職後の互助制度加入については、９ページのフロー図を参考にしてください。

2②　現職制度への再加入の手続方法

記入例

短時間勤務会計年度任用職員

任期付職員
臨時的任用職員
再任用(ﾌﾙﾀｲﾑ)
等、有期職員

(組合員規則第３条関係)

㊒加入申込書

ふりがな 組合員氏名	ごじょ　たろう 互助　太郎						所属所名	広島小学校			
共済組合員等番号	5	4	3	2	1	K	所属ｺｰﾄﾞ	1	2	3	4	5
現　住　所	〒 765 － 4321 広島市中区互助町１丁目２－３										
加入年月日 (共済組合員資格取得年月日)	令和 9 年 4 月 1 日						任用種別 1　任期付職員 2　臨時的任用職員 (3)　再任用フルタイム職員 4　その他（　　）				
生年月日	(S)・H　○ 年 ○ 月 ○ 日										

上記のとおり、一般財団法人広島県教育職員互助組合への加入を申し込みます。

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長　様
令和 9 年 4 月 5 日

職名　教諭
氏名　互助　太郎

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。
令和 9 年 4 月 7 日

所属長　職名　校長
氏名　広島　教子

注１）提出期限：加入年月日（共済組合員資格取得日）から起算して 20 日以内（必着）
注２）貸付事業及びリフレッシュ給付金は対象外となります。
注３）退職医療制度加入者は、加入できません。

御自身の任用形態に合った申込書を選んでください。

令和9年４月１日以降に勤務する新たな所属をご記入ください。

所属長の署名が必要です。

加入申込	任用開始日から起算して20日以内に、 「加入申込書」を記入し、 互助組合へ所属を通して提出 （令和9年４月１日任用開始の場合、令和9年4月20日（火）必着）
加入資格	○退職後に新たに公立学校共済組合員の資格を取得した者 ※　広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ再加入できます。 ※　任意継続組合員は、対象外です。
注意事項等	○退職後、同じ所属で勤務する場合でも、任用形態が変更となるため、加入希望者は必ず「加入申込書」を提出してください。 ○退職医療制度とは二重加入できないため、どちらか一方を選択してください。

期限を過ぎたら
加入できません。

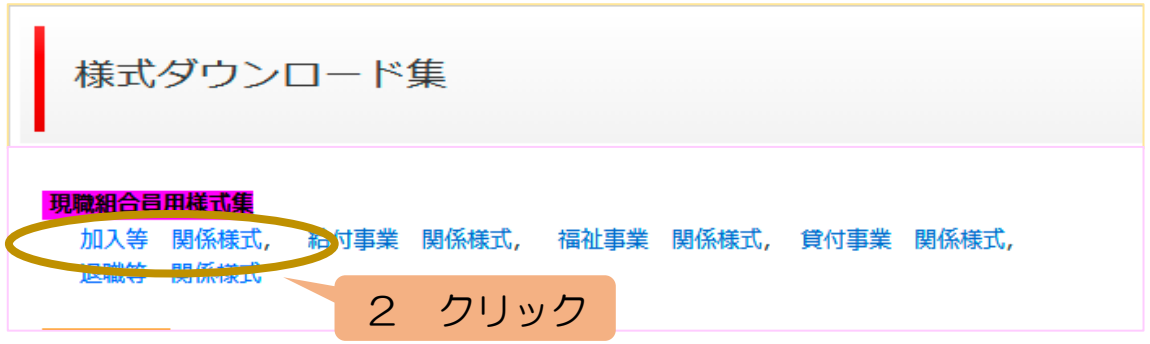
2②　現職制度　加入手続

【提出書類印刷手順】

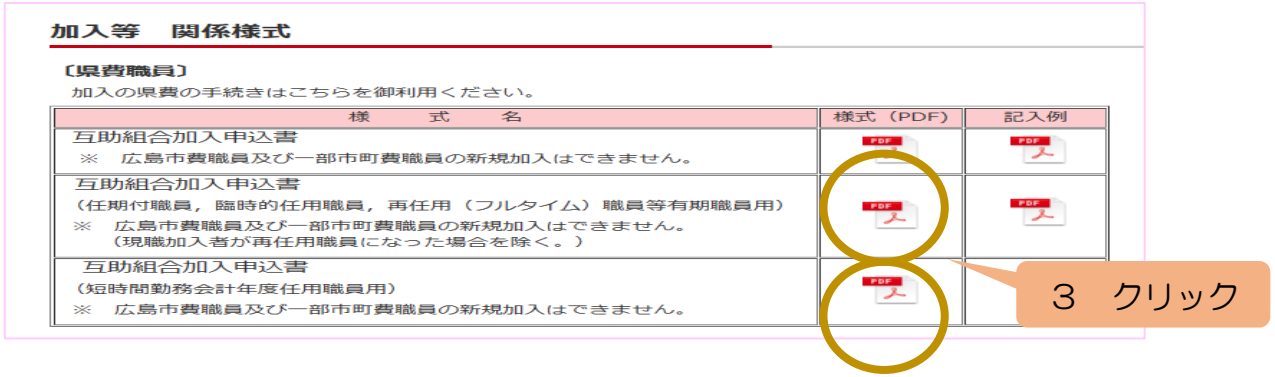
①　互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」をクリック



②　現職組合員用様式集の加入等　関係様式　をクリック



③　「互助組合加入申込書」様式（ＰＤＦ）をクリック



３　その他



一般財団法人広島県教育職員互助組合

３　給付金の受取口座についてのお願い

令和9年９月末日までは、現在御利用中の登録口座の解約や名義変更をしないようにお願いします。

※　解約や名義変更をする場合は、必ず互助組合へ連絡してください。

医療給付金等が、退職日の４～５か月後に振り込まれることがあります。

３　貸付金の未償還金の取扱いについて

互助組合の貸付金に未償還元金がある場合

原則、退職手当から未償還元利金相当額（未償還元金＋経過利息）を控除します。

退職手当から控除しても不足金が生じる場合

退職手当が県から支給されない場合

指定の期日までに指定する口座へ償還金を振り込んでください(市町等により異なります。)。

※互助組合から３月に通知を送付します。